

2. 6 モニタリング・評価

1) モニタリング

改善指導を行った市町村や都道府県は、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該養介護施設等からの報告にとどまらず、改善への取組開始から一定期間後に当該養介護施設等を訪問することにより、高齢者の生活状況や高齢者虐待防止検討委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、改善報告書を確認しながら終結まで責任を持って行う必要があります。

なお、改善指導を行った市町村が、有料老人ホームへのモニタリングを行う場合は、老人福祉法第5条の4第2項第2号に基づき必要な指導を実施することになります。

都道府県がモニタリングを行う場合は、老人福祉法に基づく事業及び介護保険法に基づく事業の運営が健全かつ円滑に行われるようにするために、行政手続法に基づく行政指導として市町村と協働しながら実施します。

2) 改善取組の評価

養介護施設等の改善取組は、改善計画に基づいた改善報告書にて評価を行います。

特に、期間を定めて目標を設定した場合には、期間が過ぎた時点で評価を実施し、その後の改善状況を検討します。その際、市町村等による支援策を提案するなどして、養介護施設等の改善取組が円滑に行われるように対応することが重要です。

ア. 評価の実施時期

改善計画は、期間を定めたとえで個々の項目ごとに目標を立てて、作成します。例えば、3か月後、6か月後、1年度という期間を区切って目標を設定し、それぞれの期間が到来した段階で再発防止に向けた取組状況を確認します。

イ. 改善取組・目標達成状況の確認

期間を定めて取り組んでいる個々の目標が達成できているか否かは、当該養介護施設等を訪問して確認を行います。例として、改善取組に関する実施状況については、実施記録等、管理者や従業者の状況については、ヒアリングやアンケート等、高齢者の生活

状況については面接等により確認を行います。

例えば、管理者や従業員への確認では、指摘した指導事項がどのように改善しているか、行動面や意識面の変化をアンケート調査形式で行うことで、定量的な把握も可能になります。また、グループホーム等の従業員数の少ない事業所であれば、一人ひとりから改善取組に対する意識や行動の変化の聞き取りを行うほうが効果的な場合もあります。

養介護施設等の規模や事業内容によって具体的な評価方法は異なると思われませんが、改善報告書を確認し、市の実情に合わせ、効果的な方法の工夫・検討を行います。

なお、養介護施設等を訪問して確認した結果は、評価報告書に整理します。

ウ. 評価会議

評価会議では、高齢者虐待対応担当部署（管理職を含む）、老人福祉法担当部署、介護保険法担当部署及びその他の関連部署のメンバーにより、養介護施設等で確認した改善取組状況の確認を行います。なお、確認の際には以下のような視点で評価を行うことが考えられます。

評価会議で確認すべき項目（例）

- 事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象等が解消されているか
- 評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象等が生じていないか
- 個々の改善目標が計画どおり達成されているか
- 改善が進んでいない項目について、新たな取組の必要性はないか
- 当初指摘した事項以外の点で、虐待に関連して改善を要する事項はないか
- 高齢者の生活を支援する環境として虐待を生ずるような不安要素はないか
- 虐待予防のための取組が継続して行われているか
- 虐待が生じた場合の対応策が講じられているか など

評価会議における検討内容は、記録に残します。

エ. 評価結果のまとめ

評価を行った時点で、上記の改善計画目標の達成状況を確認します。達成されていない目標は、期限を再設定して目標達成に向けて取り組むように指導を行います。

オ. 評価結果のフィードバック

養介護施設等の改善取組や目標達成状況の評価を行った結果は、当該養介護施設・事業所に対して文書等でフィードバックを行います。特に、改善取組や目標達成が進んでいない事項に関しては、新たな取組も含め、目標を達成するための方策を十分検討するように 促します。